

○ 幕別町行政改革推進委員会の書面会議における委員からの意見

【大項目】 1 町民との協働の基づく行政経営の推進
 【中項目】 ① 協働のまちづくりの推進
 【推進項目】 (3) 男女共同参画社会の実現に向けた女性参画の拡大

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	意見に対する町としての考え方
6	働く女性への支援や男性の育児参加を行う企業への支援	商工観光課	○ 男女との育休取得等の育児参加促進を進めている企業に対し、奨励金の交付のほか、広報紙等での紹介等幅広く町内へPRしてはどうか。(中田委員)	○ 男女共同参画などの取組と連携しながら広報紙等での紹介を行ってまいります。

【大項目】 1 町民との協働の基づく行政経営の推進
 【中項目】 ① 協働のまちづくりの推進
 【推進項目】 (4) 附属機関等の効率的運営と活性化の推進

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
8	附属機関等に関する指針の策定	総務課	○ 附属機関委員の無作為抽出による公募は、専門性の程度に不安要素はあるが、住民参加をできる限り広くしながら意見をもらうことは地方自治の要素から重要である。一方で、専門性のある住民あるいは行政事務等経験者を1機関1～2名程度選考して直接依頼する手法も必要である。(金野委員)	○ 附属機関委員の無作為抽出は、従来の公募に比べ、選出の機会の平等性が高まり、より幅広い意見の交換が期待できる一方、不利益を被る少数住民が意見を述べる機会が損なわれやすく、また、委員の選出までにかかるコストが高くなるというデメリットもあることから、個別の附属機関の特性に合わせ、無作為による方法と現状の公募による方法とに分け実施すべく検討してまいります。なお、現在公募を行っている附属機関のうち、審議において一定の専門性が求められる附属機関については、委員の一部について識見を有する者の中から委嘱することとしております。

【大項目】 1 町民との協働の基づく行政経営の推進
 【中項目】 ① 協働のまちづくりの推進
 【推進項目】 (5) 広聴活動の充実

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
11	意見公募(パブリックコメント)の充実	政策推進課	○ 誰もが意見を出しやすい環境づくりが必要であるとともに、民間の知恵や手法を計画等に取り入れるよう努めてほしい。(飯塚委員)	○ 今後は、多くの方に手に取っていただくための手法として、意見募集期間の閲覧において、計画本文のほかに「概要版」、「解説版」などの作成について検討します。

【大項目】 1 町民との協働の基づく行政経営の推進
 【中項目】 ② 安全で快適な生活環境の向上
 【推進項目】 (6) 定住促進に向けた環境づくりの検討

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町の考え方
13	マイホーム応援事業の見直しの検討	住民生活課	○ 空き地・空き家バンク登録の拡充に向け、協力宅建事業者を増加させるとともに、若手企業家向けに町外へ情報発信してはどうか。(中田委員)	○ 空き地・空き家バンクの協力宅建事業者登録状況は、令和元年度末現在18件となっており、毎年1回、帯広宅建業協会を通じて会員に対して登録及び制度の周知依頼を行っておりますが、今後におきましては、帯広宅建業協会に未加入の事業者への個別訪問などにより協力宅建事業者を増やす取組を進めます。 若手企業家を含めた町外への情報発信につきましては、ホームページやSNSを活用して周知を図るとともに、「空き地・空き家バンク」は、移住、定住者対応としての専用(併用)住宅に限定しているため、若手企業家を呼び込むことができるよう、「空き地・空き家バンク」の対象の拡充について、今後検討してまいります。

14	子育て相談窓口の一本化などの子育て環境の向上	保健課 こども課	○ 子育て包括支援センター・子育て支援センター・発達支援センターで切れ目のない支援を行う、学齢期になっても継続して人としての成長をサポートしていきけるよう更なる充実が必要である。(杉山委員)	○ 本町では、平成29年4月に3か所(幕別地区：住民福祉部保健課、札内地区：札内支所、忠類地区：忠類総合支所保健福祉課)の子育て包括支援センターを開設し、妊娠中から出産、子育て期を安定して過ごすことができるよう、ワンストップで心配事や相談内容により関係機関が連携し、必要なサービスにつなげております。 また、支援の必要な児童に対しては、個別支援計画を作成し、就学・進学時に支援内容を引き継ぎ、一貫した継続的な支援に取り組んでおり、個別支援計画のほか子どもの成長の記録、療育の支援内容なども記録保管できる「サポートファイル」を関係機関との連携のツールとして活用を推進しています。 さらに、自立支援協議会こども支援部会では、子どもに関わる幼保小中学校、特別支援学校、福祉の関係者や、行政の関係職員が参集し、顔の見える関係づくりや子ども達へのより良い支援のための協議を行うなど継続した支援体制の充実を図っており、今後もこのような取組を通じてサポート体制の充実を図ってまいります。
----	------------------------	-------------	---	--

【大項目】 1 町民との協働の基づく行政経営の推進
【中項目】 ② 安全で快適な生活環境の向上
【推進項目】 (7) 災害に強いまちづくりの推進

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
17	防災訓練の充実	防災環境課	○ 新型コロナウイルス感染症などの予測できない事態が起きたときにも対応できるようなシステムづくりが必要であり、地震や水害が起きたらD○はぐで体験したことを活かせるか？を考え共有したいと思う。(杉山委員)	○ 令和2年4月に着任した地域防災マネージャーの知見を活用し、自主防災組織等が自主的に行う防災訓練へのサポートやD○はぐなどを活用した出前講座を行うことにより、地域の防災力を高めていきます。 また、自然災害と感染症などが同時に発生する「複合災害」に対応するため、避難所運営マニュアルを見直します。

【大項目】 2 効率的で効果的な事務事業の推進
【中項目】 ① 行政サービスの質の向上
【推進項目】 (8) 危機管理の徹底

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
20	危機管理訓練の実施	政策推進課 防災環境課	○ 新型コロナウイルス感染症等の未知の感染症まん延に向けた町内周知・連絡体制等の行政としての事前対策について今後は必要である。(中田委員) ○ 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応については、町民がどうリテラシーを持ち、どう行動変容するかが重要であり、そのためには町がリーダーとなって、町民が「新しい生活様式」に取り組まなければならないと考える。(木内委員)	○ 3密を避けることや手洗いの励行等については、感染症対策の基本として、広報紙やホームページ、SNSを活用し周知したところであり、これらの対策は未知の感染症にとっても有効であると考えていることから、平時からの感染症対策として習慣付けられるよう、今後においても町民への周知対策に努めてまいります。 ○ 町民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識を醸成させるべく、避難行動を促す防災の理解を向上させるため、避難行動判定フローや避難情報のポイント等の普及啓発に努めていきます。 ○ 新型コロナウイルス感染症対策には、自らの感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠であり、そのためには町民の皆さん一人ひとりの心がけが何より重要です。そのため、本町では、5つの項目にまとめた「町民の皆さんにお願いする新しい生活様式」を広報紙やホームページを通じて周知を図っているところです。

【大項目】 2 効率的で効果的な事務事業の推進
 【中項目】 ① 行政サービスの質の向上
 【推進項目】 (12) 行政情報の積極的な開示（提供）

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
25	ホームページによる積極的な行政情報の提供	政策推進課	○ 町のSNSについて、写真・動画など目にとまりやすく親しみやすい文面での情報発信をお願いしたい。（杉山委員）	○ 平成31年から運用しているSNSについては、現時点においてはHPと同様に町の施策などの周知が大部分を占めています。しかし、閲覧数の動向を分析するとHPには「情報」を、SNSには「話題」を求める傾向があるため、今後は、それぞれの特性を生かした情報発信に努めてまいります。

【大項目】 2 効率的で効果的な事務事業の推進
 【中項目】 ② 官民・広域連携の強化
 【推進項目】 (14) 行政サービスのアウトソーシングの推進

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
29	指定管理者制度の活用拡大の検討	総務課	○ 指定管理者制度における管理委託内容と範囲についての見直しの検討をしてみようか。また、施設による違いを明確化する必要がある。（矢野委員）	○ 指定管理制度において、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等については、施設の性質、規模、機能等を勘案して施設ごとに定めており、今後も継続的な検証を行い、必要に応じて見直しを図るなど、適切な制度の運用に努めてまいります。

【大項目】 3 迅速で機動性の高い行政組織の確立
 【中項目】 ② 職員定数と給与の管理
 【推進項目】 (24) 職員給与の適正な管理

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
46	時間外勤務手当縮減の推進	総務課	○ 職員の時間外勤務について、部課ごとに時間外を把握した上で、見える化する必要がある。（中田委員）	○ 職員の時間外勤務については、毎年度、総務課において、課別・係別・個人別の集計を行った上で、機会を捉えて管理職に対して庁内全体の実績等を説明しています。今後、更なる時間外勤務の縮減を図るため、庁内での情報共有を図り、時間外の実態について見える化を行うなど、職員の健康管理・精神衛生の面からも時間外勤務の縮減に努めてまいります。

【大項目】 3 迅速で機動性の高い行政組織の確立
 【中項目】 ③ 職員の能力・意識の向上と人材育成
 【推進項目】 (25) 職員力を高める人事管理の推進（組織全体での教育環境の強化）

番号	細項目	担当課	委員からの意見概要	町としての考え方
49	待遇向上の取組と意識の定着化	総務課	○ 新規採用職員のみならず、会計年度任用職員も住民と対応する際に、必要な接遇研修に努める必要がある。（金野委員）	○ 一般職常勤職員については、採用時に接遇研修を実施し、その後も民間企業において接遇等を学ぶ研修を実施しておりますが、これまで臨時職員（会計年度任用職員）につきましては、勤務時間、勤務地等が職種や就業形態により多岐にわたることから、一律の研修が難しいため、日頃より管理職員や一般職常勤職員が機会を捉えて指導や助言をするよう努めております。しかしながら、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が導入され、これまで以上に法的位置付けが明確となったことから、今後、可能な限り一般常勤職員の接遇研修を受講させることとします。